

危険物安全週間

～ 令和6年6月2日（日）から8日（土）までの7日間 ～

危険物の保安に対する意識の高揚と啓発を推進するため、消防庁により『平成2年から毎年6月の第2週の1週間』を『危険物安全週間』と定められました。

これからの時期は、気温が高くなり危険物の自然発火による火災の危険性が高くなるため、取扱いを間違えると一瞬にして大事故につながります。危険物を正しく取扱い、事故を未然に防ぎましょう。



野口 聡一

★ 次世代へ
つなごう無事故と
青い地球 ★

危険物とは？

消防法で定められたもので、一般的に次のような危険性を持った物品をいいます。

- 1 火災発生の危険性が高い
- 2 火災拡大の危険性が高い
- 3 消火の困難性が高い

* 私たちの身近なものでは、ガソリン・灯油・塗料・化粧品等があります。